

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2019年11月29日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構宛

〒 006-0029

住所 札幌市手稲区手稲本町2条1丁目4-5

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 17-001

代表者氏名 鈴木 正子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・分野・評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号		
	(1)	武田 志津子	福祉医療保健	第0018号		
	(2)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号		
	(3)	山口 千代子	福祉医療保健	第0260号		
	(4)	平林 ふじ子	福祉医療保健	第0082号		
	(5)	鈴木 正子	総合	第0129号		
サービス種別	保育所					
事業所名称	中央保育所					
設置者名称	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園					
運営者（指定管理者）名称	同上					
評価実施期間（契約日から報告書提出日）	2019年6月7日		～	2019年11月20日		
利用者調査実施時期	2019年6月17日		～	2019年6月24日		
訪問調査日	2019年10月24日					
評価合議日	2019年11月3日					
評価結果報告日	2019年11月29日					
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意なし		※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。			

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和元 年 9 月 1 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人小樽四ツ葉学園		
事業所名 (施設名)	中央保育所	事業種別	保育所
所在地	〒 047-0027 小樽市堺町2番9号		
電話	0134-29-3154		
FAX	0134-29-5225		
E-mail	chuuouhoikusyo_svotyou@otaru-yotuba.or.jp		
URL	小樽四ツ葉学園検索		
施設長氏名	宮本 真規子		
調査対応ご担当者	宮本 真規子 (所属、職名：施設長 宮本 真規子)		
利用定員	120 名	開設年	昭和 57 年 4 月 1 日
理念・基本方針： 保育理念：一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人として育つための基礎を育む。 保育基本方：十分に養護の行き届いた家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、将来を生き抜く、バランスのとれたたくましい心と体づくりをする。			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		3 回 (平成 27 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	7：20～19：00		

【当該事業に併設して行っている事業】

姉妹園として あおぞら保育園 (定員 90 名)

【利用者の状況に関する事項】（令和元 年 月 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0 名	5 名	18 名	15 名	25 名	18 名
5歳児	6歳児	合 計			
26 名	8 名	115 名			

○障がいの状況

- ・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

- ・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

- ・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(令和元年9月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	20名	1名	名	名	名
非常勤	21名	名	名	名	名
	用務員	介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	18名	名	名
非常勤	2名	名	10名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	名
非常勤	名	名	6名	名	3名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	29名 (11名)
栄養士	3名 (1名)
幼稚園教諭	29名 (11名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	m ²	
(2) 耐火・耐震構造	耐火	□ 1. はい □ 2. いいえ
	耐震	□ 1. はい □ 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年
(4) 改築年	平成	年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	739 m ²	
(2) 園庭面積	650 m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	□ 1. はい □ 2. いいえ
	耐震	□ 1. はい □ 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	57年
(5) 改築年	平成	年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	□ · 大舍制	□ · 中舍制	□ · 小舍制
(2) 建物面積	m ²		
(3) 敷地面積	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	□ 1. はい	□ 2. いいえ
	耐震	□ 1. はい	□ 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・平成 30 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

34人

・ボランティアの業務

- ・子ども劇場 8人
- ・手品師1人
- ・漁連の魚体験 5人
- ・日ハム食育ハッピータイム 5人
- ・ヤクルト食育講座 3人
- ・トドック訪問 2人
- ・サッカー教室 10人

【実習生の受け入れ】

・平成 30 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士	0 人
介護福祉士	4 人 看護学生
その他	3 人 保育養成

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・直接意見を聞く（送迎時）
- ・アンケートを取る。
- ・個人懇談会
- ・父母の会総会 ·父母の会幹事会

【その他特記事項】

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称： 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

代表者氏名： 理事長 紺野 喜一郎

所在地：〒047-0156 小樽市桜3丁目10番1号

TEL 0134-54-7404

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙参照

◇改善を求められる点

別紙参照

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

前回、受審して改善点を見直し、工夫しました。出来ていた箇所を褒めていただきうれしかったです。改善が足りなかつた部分、新たに改善しなくてはいけない部分を少しづつ、手直ししていくたいと思います。受審することで、職員一同、保育の仕事を客観的に見ることができ、評価されることで日頃の細かい配慮や努力していることが見えて、励みになります。これからも色々な面においてより良いサービスができるよう、また職員が健康で楽しく仕事ができるような保育所を作っていくたいと思います。今回の受審で、文章のやり取りなどお手間を取らせているのに優しくご指導いただきありがとうございました。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

総評

＜評価の高い点＞

1、「感染症対策の取組」

感染症の予防・対応については、感染症委員会を設置して消毒や嘔吐処理の検証、保健計画・マニュアルの見直しを定期的に行い、感染症委員が中心になって季節ごとの感染症予防対策を行っています。保護者には感染症発生のお知らせや、注意喚起情報を掲示しています。日頃より、オゾン燻蒸によるウィルス殺菌が可能な空気清浄機を設置し、手洗い場には、適量が自動的に出る薬用ハンドソープを置き、ペーパータオルを使用して、予防に努めています。

特に、子どもの嘔吐は、全て実地訓練として活かし、毎回、訓練内容・手順の記録を取っています。子どもや職員の動きを通して、処理手順場面を見直し、具体的に何に困り、何が不足しているか等の再確認を繰り返して、発生時には迅速な対応が出来るようにしています。

2、「食育への取り組み」

食材の安心・安全への配慮から、国産の食材にこだわり給食を提供しています。玄関には、給食に使われる野菜などの食材を置き、玄関ホールの壁には、食材の産地を地図で示して、子どもだけではなく保護者も興味を持てるようにしてレシピの提供もしています。

さらに、給食の献立表を写真入りで掲示することで、視覚的に調理後のイメージを持ちやすく、食事への興味関心を抱き、食欲が促されるように工夫しています。クラス菜園で野菜を栽培して、野菜嫌いの子が野菜を食べる切掛けとなる等、子どもが食への関心を抱き、食べる意欲に繋げています。

離乳食は、保護者と栄養士が個別に面談をしながらすすめています。栄養士は、家庭状況や子ども一人ひとりの発達に合わせ、子どもの食事状況を常に確認しながら、段階的に無理なく離乳食をすすめています。年長児は、調理保育（お手伝い調理）を実施して、毎日、数名ずつ給食の野菜切り等をしています。また、子どもの体調不良時の献立変更や、アレルギー食への対応、旬の食材を活かした行事食を提供しています。そして毎日、栄養士や調理員が、子どもの食事の様子を観察した上で、保育士から子どもの食事状況を聞き記録しています。

このように「食育」を保育所全体のテーマとして捉え、子ども一人ひとりの食事量・好みを把握し、食べる事への意欲、食べた事の満足感が得られるように配慮することで、子どもの食べる意欲や喜びを通して、子どもの食育に取り組んでいます。

3、「保育の質に向けた組織的・計画的な取組」

定期的に第三者評価を受審して、保育の質の向上に努めています。また、毎年の保育士の自己評価を活かすために、姉妹保育園・園長とともに、自己評価票の見直しを続けることで、保育士の意識向上を図り、保育実践に反映させています。

保育所の修繕やグランド、備品購入等の施設整備は、保育現場での子どもと保育士の動線を考え、職員とともに中長期的な見通しを立てています。職場内には研修委員会を組織し、職員の要望や必要性に基づき、研修計画を立てています。所長は、全職員との個別面談を行ない、職員の意向を確認しています。会議等で、保育理念や基本方針の周知をし、保育所が大切にしている目標や方針を話し合っています。

このように、第三者評価や自己評価から見えてきた課題の改善に向けて、組織的・計画的に取り組んでいます。

4、「保育ニーズに基づく休日保育」

中央保育所は、市内で唯一休日保育を実施しています。休日保育事業は、職員の負担感も大きく、経費的にも持ち出しがありますが、保護者の就労形態が多様化する中、休日保育の必要性を認識することで、地域の保育ニーズの受け皿としてその役割を担っています。

＜質の向上のために期待される点＞

1、「リスクマネジメントの徹底」

「安全管理マニュアル」「事故未然防止マニュアル」を作成しています。安心・安全な保育を行うために、リスクマネジメント委員会を設置しています。定期的に保育所内や園庭を点検してリスク集計を行っています。また、子どもの怪我やヒヤリハットなどを、1か月ごとに集計して傾向をまとめ、再発防止策を話し合い、職員会議で報告をしています。AEDを設置して、全職員が使えるように、年1回救急処置などの研修を行っています。さらに、夕方の保護者お迎えの時間帯には、子どもの見守りのために外部委託の男性保安要員を配置しています。

今後、更に子どもの安全・安心を高めるには、子どもが立ち入ると危険な場所や、薬品・洗剤等の保管場所の施錠の必要性を職員とともに話し合い、改めて保育所全体のチェックリストの再確認をした上で、リスクマネジメントの見直しをすすめることに期待します。

2、「苦情解決状況の公表」

苦情対応マニュアルを整備して、保護者には入所時に「ご意見・ご要望を申し出になる機会について」の資料を渡して説明を行っています。第三者委員は、玄関に掲示しています。年度末には、保護者アンケートを実施して意見や要望を吸い上げ、父母の会総会でアンケート結果を報告して改善に向けた対応に努めています。苦情内容等に関する検討内容や対応策は、懇談などで答えていますが、苦情解決の仕組みとしては、解決状況の公表が求められています。

今後、運営の透明性を確保するためにも、苦情がある、ないにかかわらず、保育所便りやホームページ等での公表が望まれます。

3、「ボランティア受け入れのためのマニュアルの作成」

中央保育所では、定期的な小学校・中学校・高校のインターンシップの受け入れを継続しています。特に高校のインターンシップは、事前に体験実習予定表を作成し、毎年5月から12月までの期間、月に2回の受入れをしています。受入れ報告書には、保護者のコメントも書き入れて、インターンシップへの理解を促し、積極的に学校教育に協力しています。

インターンシップ以外では、毎年のエレクトーンの演奏会、サッカーの講習、手品・人形劇の受入れを継続しています。要請があれば、単発での受入れも検討する等、ボランティアを積極的に受け入れています。

このように、ボランティアを社会資源として位置付け、積極的に活用していることからも、プライバシー保護や子ども達への配慮に充分留意して、ボランティアの受け入れに関する基本姿勢や手順を明文化していくことを望みます。

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象 | 福祉サービスの基本方針と組織

I - 1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I - 1 - (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b 理念や基本方針は、ホームページや保育所内に掲示されている。毎月の保育会議では出席者全員で、理念・基本方針を読み上げ、職員への周知を促している。また、保護者に周知するため園便りに掲載している。今後は、理念・基本方針の理解を深めるために、より具体的に内容を説明することを検討していることから、さらに期待したい。

I - 2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I - 2 - (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b 経営環境の把握・分析は、基本的に法人本部が主導している。保育所としては、市内の民間保育協議会や市役所等から、必要に応じて情報を入手している。但し、保育所を取り巻く需要の動向や、保育のニーズ、潜在的な保育所利用者に関するデーター、それに対する職員体制や人材育成などの現状を、法人本部と共同して把握・分析しているとまでは言えず、今後に期待したい。
3	I - 2 - (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c 所長は、職員からの要望として、施設の整備・修繕や、備品購入等の業務改善をまとめ、本部理事会に提示している。但し、保育所を取り巻く経営状況や経営課題については、法人本部が主導していることから、共同で取り組んでいるとまでは言えない。経営状況や改善すべき課題を職員に周知して、組織的に取り組むことが望ましい。

I - 3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I - 3 - (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c 所長は、施設整備についての中長期的な見通しを立て、法人本部に要望しているが、公表されている事業計画は、本部統一の書式でまとめられた単年度計画のみである。中長期計画には、施設整備事業だけではなく、収支計画の裏付けとともに、職員体制や人材育成、保育実践の向上、保護者や地域のニーズ、研修の継続など、保育事業全般の課題と、改善に向けた具体的な内容が求められる。保育事業全般についての中長期計画の作成が望まれる。
5	I - 3 - (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c 単年度計画の施設整備事業については、収支が明確になっている。但し、他の保育事業については、運営の方針と保育の目標の記載に止まっているため、例年同じ内容となっている。今後の単年度計画は、中長期計画を踏まえ、通年の取り組みに加えて、重点的に取り組む優先課題を、計画として策定することが望ましい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	この項目の事業計画とは、中長期計画と単年度計画の総称であり、單に行事計画のみではない。施設整備・修繕などは、職員の要望が優先され、単年度計画・報告として明確になっていく。但し、他の保育事業においては、事業計画に職員が参画しているとはいえない。今後は、保育事業全般に職員の理解を促すために、行事計画のみならず、事業計画の計画・評価・見直しを組織的にすすめることに期待したい。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	行事計画については、保護者に理解・周知する取り組みを行っているが、事業計画とは、中長期計画と単年度計画の総称である。単年度計画は、法人のホームページに掲載されているが、保護者に周知し、理解を促すまでには至っていない。事業計画（中長期・単年度）の見直しとともに、保護者に周知する取り組みが望ましい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	定期的に第三者評価を受審し、保育の質の向上に努めている。保育現場での子どもと保育士の動線を考え、施設整備に向けて職員とともに取り組んでいる。また、保育士の自己評価を、保育実践として活かすために、姉妹保育園・園長とともに、自己評価票の見直しを続け、保育士の意識向上を図っている。職場内に研修委員会を組織し、職員の要望や必要性に基づき、研修計画を立てている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	会議等で話し合い、職員間で課題を共有化することで、短期的な取り組みや長期的な取り組みが明らかになりつつある。今後は、自己評価の結果を活かし、PDCAサイクルを通して、改善策や改善状況の評価・見直しを続けることに期待したい。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	所長の役割は、おもに会議で周知している。有事における所長の役割と責任について、主任に権限が委任されている。職務分掌が明確になっている。但し、職員数が多いため、情報の周知に課題がある。今後は、主任や各リーダーを活かした伝達方法を工夫する意向であり期待したい。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令は多岐にわたり、市役所・保健所・消防等の関係機関や本部に確認している。法人本部が契約している労務士には労務関係に助言を得ている。但し、法令について職員に周知し、積極的に理解を促すまでには至っていない。今後は、関係法令をリスト化する等、職員の理解を深める取り組みに期待したい。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	所長は、職員会議の役割について、日々の保育の見直しを積極的に話し合い、保育の質の向上に向けて職員の意見を反映する場であると位置づけている。研修委員会では、職員の要望の高い研修を取り上げ、保育実践に活かしている。また、送迎時には保護者と積極的に触れ合い、保護者の意向を確認している。職員の自己評価票を活かして、保育の質の現状・評価をする取り組みも始めているため、今後の指導力に期待したい。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人本部に対しては、施設整備の優先課題を職員の要望としてまとめ、業務の効率化を図っている。さらに、人員配置など職員が働きやすい環境を目指して働きかけている。経営の改善に向けた取組は、組織の全体的な体制整備であり、法人本部と共同して取り組んでいくことに期待したい。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	保育士不足は、深刻な課題であり、中長期的な観点から、計画に基づいた人材の確保や育成が強く求められている。実習生を受け入れて養成校とのパイプを強化し、採用活動に繋げている。ハローワークでの企業説明会事業に参加したり、法人本部と協力し合い人材確保に努めている。今後は、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な方針を明確にして、具体的に取り組んでいくことに期待したい。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	職員は、勤務年数順にキャリアアップを活用して研修に参加している。法人本部が作成した人事考課票があり、所長が職員一人ひとりと個人面談をしている。長年の要望により、昨年度は昇給基準が上がった。今後は保育所として法人本部に積極的に働きかけ、職員の意向・意見の評価・分析に基づいた改善策を実施して、総合的な人事管理をすすめることに期待したい。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	正規職員のみならず非常勤職員にも手当を保障して、会議や研修への参加を促している。法人本部では、社会保険労務士と契約して、月に一度、全職員の有給取得率を管理・各人の有給残数を明確にして、職員の有給取得率を向上させている。また、現場経験の長い所長は、適宜、現場に入ることで、職員の負担を軽減し皆が気持ちよく有給を消化できるように心がけている。職員間で「お互いさま」という空気をつくり、有給を取得しやすい職場環境に取り組んでいる。非常勤職員も北海道民間退職共済に加入している。今後は、一部の職員に偏る業務の負担が軽減できるような職員体制を整備して、職場環境の改善に結び付けるように期待したい。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	所長は、全職員との個別面談を行っている。会議等で、保育理念や基本方針の周知を徹底する中から、保育所が大切にしている目標や方針を話し合っている。但し、保育経験の長いベテラン職員が多いことから、一定の保育スキルが前提となっている。今後は、改めて一人ひとりを育成することの必要性や重要性を見直して、各人の目標を明確にし、さらなる保育スキルの向上に期待したい。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	研修委員会を立ち上げ、職員からのアンケートを取り重点的な研修を確認して、年度の研修計画を立てている。AEDの使用方法や、特にノロを想定した嘔吐の実践研修など、現場ですぐに役立つ研修を意識している。また、わらべ歌の実践など、積み重ねてきた継続研修を、地域貢献に活かしている。今後は、人材育成の観点からも、事業計画に研修計画を位置づけて、保育内容や目標を踏まえた研修計画・実施に期待したい。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	キャリアアップ研修、職種別研修、テーマ別研修と用途に応じて、外部研修への参加を促している。研修委員会による内部の実践研修と併せて、外部研修と内部の伝達研修を組み合わせ、研修レポートの回覧、及び会議での発表を通して、参加できなかった職員に周知している。非常勤職員にも時間外手当を支給して、研修参加の動機付けとする等、職員一人ひとりが研修に参加できるような機会を設けている。今後は短時間パート職員にも、研修参加を積極的に働きかける意向が示されており、期待したい。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受入れマニュアルがあり、オリエンテーションを行い実習での注意事項を伝えている。実習生の受け入れは、保育所の役割として認識し、実習時間と年齢クラス担任の勤務時間を合わせて、より多くの保育業務を経験できるよう計画している。今後は、オリエンテーションの実施方法を見直すことを検討していることから一層の改善に期待したい。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページは、理念・基本方針とともに、中央保育所が実践する保育の内容が分かりやすく記されている。但し、事業計画・報告、予算、決算等の経営状況、さらに苦情・相談の体制や内容は、保育所のホームページではなく、法人本部のホームページ画面で確認する方法となっているため、保護者等には分かり辛い。保育所ホームページを活用して、運営の透明性を確保する工夫や改善に期待したい。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人全体では、税理士と社会保険労務士による外部監査を実施し、職員の有給取得や財務に関するチェックを受けている。法人本部とのパイプ役でもある会計専任の担当職員が、中央保育所と姉妹園あおぞら保育園の経理に関する会計全般を担っている。但し、保育所における経理・取引等に関するルールや実態は、職員等に充分に周知されているとはいせず、改善に期待したい。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	近隣には、子ども達が毎月園便りを配り、餅つきに餅を配る等、園行事の案内をしている。散歩では、近隣住民への挨拶を欠かさない。薬局・商店街に子どもの絵を展示したり、地域の行事にも参加している。市の冬季観光イベントへの参加や、冬の園庭に青年会議所のメンバーが、年長児とともに雪像や滑り台を作成する等、積極的に地域交流を図っている。また、長年、定期的に老人施設への訪問も続け、わらべ歌を披露している。観光地という立地から、保育所周辺は各種商業施設が多く、不特定多数の人の往来があることから、率先して路上の清掃を担う等、地域の一員としての役割を示している。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	小学校・中学校・高校のインターンシップの受け入れを継続している。特に高校のインターンシップは、事前に体験実習予定表を作成し、毎年5月から12月までの期間、月に2回の受入れをする等、積極的に学校教育に協力している。毎年、エレクトーンの演奏会、サッカーの講習、手品・人形劇の受入れを継続している。要請があれば、単発での受入れも検討する等、ボランティアを積極的に活用している実態があることから、今後は、受け入れに関する基本姿勢や手順を明文化するように望みたい。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市役所・保健所・病院・社会福祉協議会等の関係機関に加えて、小学校とは、卒園児の受入れを通して情報を交換している。障がいを持った子どものために、児童発達支援の事業所と連絡を取り合っている。要保護児童対策地域協議会を通して、児童相談所と連携している。災害時の第2次緊急避難先である看護学校を、日頃より散歩コースとして避難経路を確認している。また、インターンシップで協力している高校を、外出時の緊急避難先とする等、地域の社会資源としている。今後は、地域にどのような社会資源があり、どのように連携していくかをリスト化して、活用の幅を広げることに期待したい。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	所長を中心として長年「わらべ歌」に取り組み、子ども達と近隣の高齢者施設を訪問してわらべ歌を披露している。園解放の参加者に対して、栄養士が栄養相談をしたり、離乳食の献立を提供している。インターンシップの受入れを通して学校教育に協力している。今後は、近隣と協力して子ども達を守るために、災害時を想定した地域との合同の避難訓練を模索している。災害時の地域における保育所の役割を明確にし確認するためにも、取り組みに期待したい。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	同法人の障がい者支援施設は、生活困窮者に対する支援等をしているが、保育所としては関与していない。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	子どもを尊重とした保育については、保育理念「一人一人の子どもの人権を尊重し、人として育つための基礎を育む」をもとに全体的な計画で人権尊重を明示している。保育実践では3・4・5歳児が一緒に遊ぶなどの異年齢保育の中で互いを思いやり尊重する心が育まれるよう心がけている。保護者には、入所時に入所のしおりで互いに尊重する心について人権に配慮した方針等を伝えている。職員会議では「保育理念」「保育の基本方針」等を職員で読み上げてから会議に臨んでいる。今後、会議に参加していないパート職員も含めて、子どもの尊重について共通の理解を深めていくために倫理綱領の策定、虐待防止についての周知徹底等が期待される。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	全体的な計画で子ども・保護者のプライバシー保護について明示している。服務規律でも権利擁護で利用者のプライバシーについて明記している。幼児には、排泄・着替え・嘔吐・下痢等の生活場面におけるプライバシーを保護するために別室を用意している。幼児用トイレの個室には、カーテンを使用している。乳児のトイレ、オムツ交換は仕切りのあるスペースを設けている。プライバシー保護や権利擁護に関して、職員会議で話し合いを重ねているが、会議に出席できない職員もいることから、周知の方法に工夫が必要である。今後は、全職員の共通理解を図るとともに、保護者に対してもプライバシー保護と権利擁護に関する理解を促していくことが期待される。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	利用希望者に対する情報提供は、ホームページに保育所の行事、入所案内などを掲載している。保育要覧は写真等を使用して所内での生活や活動を誰にでもわかるような内容にしている。保育所開放を毎週1回行っている。見学希望者には、希望の曜日・時間を聞いて、保育活動の様子などをていねいに説明している。但し、保育所のホームページには、事業計画等の掲載はない。法人本部のホームページに事業計画等が掲載されていることから、アクセス方法を明示することで、保護者が簡単に情報を入手できるようにすることに期待したい。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	進級（年度替わり）については、子どもがスマーズに移行できるようにチームを編成して職員会議で話し合いをしている。保護者には都合のよい時間を設けて保育内容や持ち物について説明会を行い文書を渡している。保護者の就労状況による保育時間や延長保育の利用等については説明をして用紙を渡している。保育の開始時は入所のしおりをもとに運営の方針や日常生活に関する説明を行っている。今後、保育の開始時、変更時等について説明して文書を渡すだけではなく、保護者の同意を得て書面に残すことが求められている。子どもの写真掲載等のプライバシー保護に関する同意書等は早急な対応を求められるため、改善に期待したい。

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	保育所等の変更にあたる退所、変更届は、市役所の書類を通して対応している。保育所退園後に子どもが遊びに来たときや、保護者が相談を希望したときは、窓口はないがいつでも受け入れている。今後、引継ぎや申し送りの手順、相談方法など文書で保護者に渡すことで、さらに保育の継続性に配慮した対応が期待される。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者満足を把握するために、定期的に保護者懇談会を開き必要であれば個人面談を行っている。親子交流会は、職員と保護者間の信頼関係を深める場としている。年度末には、利用者満足に関するアンケートを実施して、父母の会総会で報告している。日々の送迎時には、積極的に保護者の声を吸い上げている。このように様々な機会を通じて、保護者からの意見・要望等を把握し、職員会議で話し合い保育の質の向上につながるように努めている。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c	苦情対応マニュアルを整備して、意見・要望の受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置している。第三者委員については、入所時に説明をして資料を渡した上で、名前と連絡先を玄関に掲示している。また、苦情内容に関する検討内容や対応策は懇談などを行いえている。今後、運営の透明性を確保するために、苦情がある、ないにかかわらず、保育所便りやホームページ等での公表が望まれる。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	保護者が意見や相談を述べやすい環境については、意見・要望の受付担当者、相談解決責任者などが記載された「ご意見・ご要望を申し出になる機会について」を保護者に配布して説明をしている。相談内容によって事務所や落ち着いて話せる部屋に案内している。今後も日々の何気ないコミュニケーションや働きかけを増やすことで、保護者がどの職員にも相談しやすい雰囲気や環境・体制をつくることに期待したい。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの相談や意見については、担任、主任、園長に状況を説明して対応できるよう仕組みを整えている。解決に時間がかかる場合は主任、所長が対応している。子どもが怪我をした場合は、主任、所長に報告し園全体で連携して保護者対応ができるよう体制を整えている。気になる子どもを持つ保護者に対して、説明の方法に苦慮する場面もあることから、職員間で対応方法の見直しや仕組みを整理していくことに期待したい。
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	安心・安全な保育を行うために、リスクマネジメント委員会を設置している。定期的に保育所内や園庭を点検してリスク集計を行っている。子どもの怪我やヒヤリハット報告など1か月ごとに収集し再発防止策を話し合い、リスク集計や傾向と対策をまとめて、職員会議で報告をしている。「安全管理マニュアル」「事故未然防止マニュアル」を整えて職員に周知している。AEDを設置して、全職員が使えるように年1回救急処置などの研修を行っている。今後、子どもが入っていけない場所の安全対策を行い、薬品、洗剤等は施錠した場所に保管をするなど、安心・安全に配慮したリスクマネジメントが期待される。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症の予防と感染症発生時の対応については、感染症委員会を設置して消毒や嘔吐処理の検証、マニュアルの変更点について話し合いをしている。保健計画をもとに季節ごとの感染予防対策を行い保護者には感染症発生のお知らせや手洗い、うがいの大切さなど注意喚起情報を掲示している。嘔吐処理の実地訓練では、子どもの嘔吐は全て感染症と位置づけ、毎回、訓練内容・手順の記録を取っている。職員の動きや子どもへの配慮の確認、処理手順がスムーズにいかない場面の確認など、具体的に何に困り何が不足しているか等の見直しと再確認を繰り返して、迅速な対応が出来るようにしている。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時における子どもの安全確保については、避難訓練委員会を設置して災害対策訓練計画を作成している。地震、火災、津波、水害、不審者に対応する訓練を月1回実施している。実施後は、各クラスの反省をもとに委員で話し合い会議に図り検討している。食料等は備蓄表で在庫確認をしている。子どもと職員の人数をチェック表で確認できるようにしてあり、保護者の連絡先は把握している。今後は、近隣と協力して子ども達を守るために、災害時を想定した地域と合同の避難訓練を模索しているため、実現に期待したい。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	保育の標準的な実施方法については、プール・水遊び、散歩、園庭遊びなどが文書化され、それにもとづいて保育が行われている。しかし、子ども・保護者のプライバシー含めた配慮すべき点や保育実践での留意事項は記載されていない。今後は、日常的な保育にあたっての基本事項を再確認した上で、標準的実施方法としてまとめていくことに期待したい。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	指導計画は、児童票と日々の保育での子どもの状況や個人面談・送迎時の保護者の状況を把握して作成している。指導計画にもとづく保育実践については、クラス内の話し合いや職員会議で評価・見直しを行っている。今後、アセスメントにもとづく適切な指導計画を作成していくために、職員間で共通したアセスメント（子どもと保護者の状況を正確に把握し、子どもと保護者のニーズを明らかにすること）の方法を共有化していく仕組みづくりが期待される。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	指導計画の見直しについては、月指導計画は月に1回評価を行い期の指導計画につなげている。年間指導計画は期ごとに評価を行っている。各クラスで評価した指導計画の内容を職員会議で全体に周知し検討等を行っている。日々の保育で、よいところを引継ぎ上手くいかなかったところは改善していくよう努めている。今後は、職員間で共通したアセスメントの仕組みを活かした指導計画の評価・見直しに期待したい。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況の記録については、職員間で話し合い、週日案と日誌を一体化させて指導要点、記録、個人記録が書き込まれるように創意工夫をしている。様式により子ども一人ひとりの状況の把握ができるようになり職員間で共有している。月に1回、クラスごとの話し合いやケース会議を設けて情報共有に努めている。保育記録の様式を工夫することで、職員が意識的に子ども一人ひとりに目を向けていることを確認し合い、保育の質の向上につなげている。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	服務規律で個人情報保護、インターネット等の対応を定めて「個人情報守秘に関する誓約書」を個々の職員が保育所に提出している。子どもの記録に関する保管、保存、廃棄については時期を定めている。記録管理の責任者を所長として職員に対しUSB等は事務所から持ち出さない取り決めをしている。より適切な管理のために個人情報に関する書類の管理は施錠を徹底することが期待される。また、個人情報取り扱いについて保護者への説明が期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成			
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は、保育所の理念・保育方針や目標に基づき職員全員が参画して作成されている。3月には、定期的に新年度の計画の見直しが行われている。今後は、定期的な見直しを含めて、全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録をとおして、評価・見直しをすることに期待したい。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A ②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	子どもが心地よく過ごす事ができる環境として空気清浄機、加湿器、温湿度計が各クラスに設置されている。特にクーラーは、全室に取り付けられ、夏場は快適に過ごせるようになった。ジャングルジムのある園庭は、配合された土を敷くことで、土が舞い上がりないようにしている。トイレは小学校入学に向けて和式トイレを1箇所用意している。子どもへの感染症対応として、廊下にはオゾン燻蒸によるウイルス殺菌が可能な空気清浄機を設置している。手洗い場は、適量が自動的に出る薬用ハンドソープが置かれ、ペーパータオルを使用している。寝具はリースで、業者が月1回洗濯し汚れた物は交換している。廊下天井には、温風機を設置している。ただし、空間の狭さから、くつろいだり、ゆったりと過ごせる部屋の確保が難しい。今後、職員間で話し合い、工夫を取り入れながら、静かな場を提供できる空間つくりにも期待したい。
A ③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	子ども達の欲求や気持ちに寄り添い、一人ひとりに応じた言葉掛けが出来るように、職員間で話し合い協力し合って、職員の動き方を考えながら、子どもの受容に努めている。集団の中で、個別対応が必要な子どもが増えてきている現状もあり、子どもを待たせる場面にも悩みを抱えている。今後とも、より良い保育を目指すため、全ての職員が気持ちに余裕を持って子ども達に対応することができるよう、職員同士の協働と体制の工夫に期待したい。
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	自分の事は自分ですることを目標に子どもが自分でしようとしている姿を見守りながら声掛けし、子どもが手伝ってと言う時には援助をするようにしている。手の洗い方は歌を歌いながら子ども達が丁寧に洗えるよう工夫している。箸への移行は3点持ちを基本に年長児から栄養士と相談し、一人ひとりの持ち方を確認し、進めている。個別のシールが貼られた衣類カゴがあり、持ち物の整理整頓がされている。遊具の片付けは、子どもが自動的に片づけを考えられるように、カゴや棚に遊具の写真を貼り、視覚的にわかりやすくしている。

A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子ども達が主体的にあそびを選択できるよう、遊具の収納場所が、わかりやすく写真で掲示している。散歩や近隣の公園に行き身近な自然に触れ合い季節の移り変わりを体験している。3歳から異年齢保育を取り入れ、年上の子は年下のこの面倒を見る等の関わりを通して、自然にお互いを助け合う力を身につけています。当番活動を取り入れ、社会的ルールーを体験している。少子化や時間に追われる家庭状況の中で、自主的・主体的に動こうとする子どもが少なくなっている現状を考え、子ども達の意欲を引き出していく言葉掛けを意識した保育を行っている。
A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	低月齢・高月齢に分けたグループ分けをして、発達段階に合わせた保育を行っている。保育の中ではシフォン布を使用し優しい感触を伝えたり、ソフト斜面を利用し足の指を鍛えハイハイの促しや絵本の読み聞かせ等を通して、言葉に触れる機会を取り入れている。クーラーを設置し、室内環境を整えている。授乳・離乳食は、一人ひとりの生活リズムに合わせて栄養士と相談しながら進めている。交換ノートで保育所での様子や家庭での様子をやり取りし家庭との連携に努めている。感染症の予防とプライバシー配慮からおむつ交換台専用スペースを設置している。SIDS（乳幼児突然死症候群）防止チェック表は15分おきに記入されている。午睡時間帯の静かな環境を確保するために今後の環境整備の検討に期待したい。
A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	発達段階に合わせた保育を行うため、低月齢・高月齢のグループに分け、より子どもの発達段階に合わせた保育を行っている。2歳児は、高月齢になると活動の場を2階に移し、幼児クラスへのスムーズな移行を図っている。子どもたちの汚れ物は、保護者の動線に配慮し名札や着替え袋を工夫して、保護者が持ち帰りやすくなっている。栄養士と連携し、食事状況を把握し離乳食から普通食への移行を一人ひとり無理のないよう進めている。生活リズムノートを用意し、家庭での生活リズムを把握している。活動の様子はクラス前の廊下にあるボードに書かれ、その日に読んだ絵本も掲示し紹介している。今後は、子どもや保護者への対応を徹底させるために、職員間で共通理解を持つための取組みに期待したい。
A ⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	異年齢保育を基盤としているが、週2回年齢別活動を行い同年齢とのつながりも持てるよう配慮している。グループ分けは、友だち関係や若干の性別比率を考え構成されている。異年齢保育では、3チームに分けられコーナー保育を取り入れている。子どもの情報を共有するためにグループ会議やケース会議を曜日で決め行い全体の会議で共有している。職員が子どもに対して、共通認識を持って保育することを徹底するためには、具体的な保育マニュアルの作成が期待される。また、今後の課題として、16時以降の職員数の確保があげられている。より安全・安心な保育ができるように職員の業務負担も考慮した人員配置にも期待したい。

A ⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	障がいを持った子どもには担当の保育士を配置し、子ども支援センターと連携して保育所等訪問支援を受け、助言を得ることで個別計画を作成している。障がいに合わせてトイレに手すりを取り付けたり、スリッパを履かずに便器に座れるよう床を一部リフォームしている。また、担当だけではなく、全職員が子どもと関わりを持ち理解できるよう交代で保育をする工夫を行っている。障がいについての外部研修に毎年参加し、障がいについての理解に努めている。児童発達支援事業所に通所している子どもは療育を受けた後でも保育園を利用できるよう対応している。クールダウン（子どもが気持ちの切り替えて落ち着きを取り戻す）のスペースがないことで、スペースを確保する工夫や、パニックを起こした時の対応方法の検討を重ねている。今後のハード・ソフトの両面の対応に期待したい。
A ⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	1日の生活を見通せるように日課を同じにし、子ども達が自分で見通しが立てられるように配慮している。子どもの動線を考え危険のないよう家具等の配置を考えている。子どもの引き継ぎや家庭からの連絡は、伝言ノートを活用し連絡の漏れがないよう徹底している。長時間利用の乳児に対しての部屋の位置・便器の数の不足・人員不足・子どもがくつろいだり落ち着いてゆったりとして過ごせるスペースの確保が検討課題として示されている。施設面での整備が必要と考える箇所があり長期的な計画で取り組む意向を示しているため、改善に期待したい。
A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	年に1回、年長担当保育士が小学校へ行き、意見交換や授業参観に参加している。保護者に対しては、就学に向けての不安感を軽減するために年3回のクラス懇談を行っている。年長児は、箸の正しい持ち方、着替え、和式トイレの練習に取り組んでいる。子どもが小学校生活に対する見通しが持てるよう小学校を訪問したり、交流の機会を設ける事に期待したい。
A-1-(3) 健康管理			
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	毎年、保健計画を作成している。保護者が毎年提出している児童票に既往症や予防接種の有無を確認している。安全管理マニュアルに発熱等の緊急時対応の記載がある。子どもの体調や怪我等は、必ず伝言ノートに記入し担任がないときでも伝わるよう徹底している。また、保護者が迎えに来るまでの間は、事務所に簡易ベットを用意している。保護者の要望で、子どもの体調に合わせて食事の変更を希望した場合、栄養士と相談し食事変更対応表に記入している。対応表の裏面には、保護者に伝えるために、栄養士が実際に食べた食事を記入し、記録は保管している。但し、予防接種の種類や状況が把握できていないため、マニュアルの検討が課題としてあがっている。今後のマニュアルの整備に期待したい。

A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	嘱託医による内科健診が年2回、歯科健診・フッ素塗布が1回、保健所による歯磨き指導が行われている。健診の結果は児童票に記載後、職員全體に周知し、保護者に結果表を渡している。健康に心配のある子どもについては嘱託医に伝えアドバイスをもらっている。毎日の食後のうがいは、3歳未満児はお茶で、3歳児以上は水でしている。内科健診・歯科健診の結果は、保健計画に反映し保育に活かしている。歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、歯科健診のみではなく、歯磨き指導を計画するなど、保護者や子どもに関心が持てるよう援助することも求められているため、今後の取り組みに期待したい。
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アンケート調査の結果から、卵アレルギーの子どもが多いことが分かったため、卵を完全に除去した上で、カロリー・栄養素を工夫した献立を立て標準版としている。標準版献立表の他に、アレルギー対応版を作成して、保護者に配布している。献立表は写真付きで子どもにもわかりやすくなっている。給食トレイを別にし間違いないよう配慮している。子どもにアレルギーが疑われる場合は、事前に病院で血液検査を受けた上で、結果票を基に保育士や栄養士が個別に面談をしている。アレルギーの有無は、会議で職員全員に周知している。
A-1-(4) 食事			
A ⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	各クラスで一人ひとりの食事量・好みを把握し食べる事への意欲、食べた事の満足感が得られるよう配慮している。保護者に配布するレシピと展示食は、玄関に置いているが、朝には、給食に使われる野菜などの食材を置いている。玄関ホールの壁には、食材の産地を地図で示し、子どもだけではなく保護者も興味を持つように工夫している。さらに地図のそばに、給食の献立表を写真付きで掲示して、料理のイメージを持ちやすく、食事への興味関心を抱き、食欲が促されるように工夫している。クラス菜園を行う事で野菜が苦手だった子どもが自分から食べれるようになり食べる意欲に繋がっている。年長児は、登園後数名ずつ給食の野菜切りをし、お手伝い調理をしている。今年度は、初の取組みとして食生活についてのアンケートを実施し、家庭との連携を強化をしている。
A ⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	国産の食材にこだわり、安全の確保に努め提供している。子どもの体調が悪い時は、栄養士が保護者の要望を直接聞き、給食変更対応表に記入して、子どもの体調に合わせて食事を変更している。さらに実際に提供した食事は記録し、保護者に伝えている。給食時は、テーブルクロスを敷いて食事の雰囲気作りをしている。毎日、栄養士や調理員が子どもの食事の様子を見た上で、保育士から子どもの食事状況を聞き記録している。地域との関わりで食材提供を受け、調理している。保護者に安全性を知らせるため食材を置き、安心に繋げている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ⑯	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	保育の意図や保育の内容については、総会や個人懇談会・親子交流会・お便りで保護者に伝えている。乳児は交換ノート、1.5歳～3歳は生活リズムノートで家庭での食事、排泄、睡眠を毎日確認し情報交換をしている。保護者からの連絡は、伝言ノートに記入し担任以外の職員も把握できるよう工夫している。保護者との信頼関係作りとして日々の挨拶等の声掛けを大切にしている。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ⑰	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	子どもの日々の様子は、クラス前のボード・生活リズムノート・お便り・クラス便りや送迎時の対話で伝えている。個人懇談の内容は記録している。保護者からの相談は保護者の状況に合わせて行っている。しかし、気になる子どもの保護者に対しては、状況を適切に説明する仕方に苦慮する場合も少なくない。どの時間の送迎時でも保護者が安心して相談や助言が得られる体制作りにも期待したい。
A ⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待対応マニュアルと子ども虐待対応の手引きがある。虐待防止委員が中心となり研修に参加している。日々の観察で子どもに傷や怪我・あざ等がないか確認をしている。確認した場合はすぐに市役所・保健所・児童相談所と連携をとり対応している。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A ⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	定期的に自己評価を行い保育の振り返りを行っている。保育に対する意識向上を図り、保育実践として活かすために、姉妹園・あおぞら保育園の園長とともに、自己評価票の見直しをすすめている。今後は、パート職員を含めた自己評価の実施により、全職員による保育所としての専門性の向上を期待したい。